

平成 27 年 5 月 27 日

平成 27 年度農林水産省の熱中症に対する取組

農林水産省では、農作業中の熱中症事故防止に向けて、7月の「熱中症予防強化月間」にあわせて、農業者へ熱中症の予防のための留意点等を周知するため、下記の取組を行う。

また、業界紙や農林水産省メールマガジン等の様々なツールを活用して、幅広く周知を行う。

■ 各都道府県等への通知の発出

熱中症の予防のための留意点について、各都道府県等に対し農業者への周知を図るよう通知を発出する。7月の強化月間の実施にあわせて通知を発出し、梅雨明け直後の特に注意が必要な時期の作業について、全国で行われる農業者が集まる集会及び行事等での周知等を実施するよう各都道府県に依頼する。また、関係団体や企業等に対しても同様の依頼を行う。

■ 「熱中症予防声かけプロジェクト」との連携

熱中症予防声かけプロジェクトと連携してポスターおよびチラシを作成し、7月の月間にあわせて行政機関や JA、民間企業などに配布する。チラシには熱中症予防チェックシートを掲載し、農業者への啓発を促す。ポスターとチラシは農林水産省のホームページに掲載する。

■ 熱中症予防に資するグッズの利用推進

関係団体の協力の下、ファッショナブルで機能性の高い農作業ウェアや熱中症計等の熱中症予防に資するグッズの利用推進に向けた取組を実施。